こども家庭審議会障害児支援部会

第5回(R6.3.28)

資料3

最近の主な動向について

こども家庭庁支援局障害児支援課



こども家庭庁 最近の主な動向について

No	内容	ページ番号
1	障害児支援関連の各種閣議決定について	3
2	令和6年度障害児支援関係予算案について	7
3	改正児童福祉法の施行について	11

1. 障害児支援関連の各種閣議決定について

「こども未来戦略」(障害児支援関係)

「こども未来戦略」 ~ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ~ (抜粋)(令和5年12月22日閣議決定)

- Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (5)多様な支援ニーズへの対応
 - ~こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実~ 障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、<u>地域における障害児の支援</u> <u>体制の強化や保育所等におけるインクルージョン</u>を推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。
- こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

(専門的な支援の強化等)

- 医療的ケア児、聴覚障害児など、<u>専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化</u> するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。
- また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、<u>障害児に関する</u>補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。
- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める とともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

こども大綱(障害児支援関係)

こども大綱 (抜粋) (令和5年12月22日閣議決定)

- 第3 こども施策に関する重要事項
- 1 ライフステージを通した重要事項
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、 適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策へ の円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階か ら行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(障害児支援関係)

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針 (抜粋)(令和5年12月22日閣議決定) ※令和5年に提案があったもの

- (4) 児童福祉法(昭22法 164) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法 123)
- (ii) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の手続(児童福祉法 21 条の5の26 第2項及び24条の38 第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51 条の2第2項及び51 条の31 第2項)については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(児童福祉法21条の5の20第3項及び24条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び2項。以下この事項において「指定権者」という。)と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(以下この事項において「監督権者」という。)が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。(関係府省:厚生労働省)

(16) 地方単独医療費助成制度

地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づく対応状況を踏まえつつ、以下のとおりとする。

- ・ 区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定 DX の取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録した マスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)

2. 令和6年度障害児支援関係予算案について

令和6年度予算案における障害児支援関係の主な事項

こども家庭庁支援局障害児支援課

4,989億円の内数(4,813億円の内数)

(1)質の高い支援の提供【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口 としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費(児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等)を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。(障害福祉サービス等報酬: +1.12%)

【令和5年度補正予算】

〇 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。

○ 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

1億円

地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。

○ 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善

42億円

必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する 職員の更なる処遇改善を行う。

○ 医療的ケア児等総合支援事業の拡充

8億円

医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。

(2) 地域社会の参加・包摂の推進【拡充】

・児童発達支援センターの機能を強化し、地域のインクルージョンの推進のための取組への支援を行う。

【令和5年度補正予算】

〇 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。(再掲)

(3)地域の支援体制の強化【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進 のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーター の配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的 に実施する。
- ・聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。
- ・児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【令和5年度補正予算】

〇 地域支援体制整備サポート事業

1億円

児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

支援局 障害児支援課

- Oこどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じて交換 が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。
- ○こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。【令和6年4月1日施行】(厚生労働省予算で計上)

0円

100

〈収入額は、父母子1人のケース〉 現行 見直し後 (万円) (万円) 全額自己負担 1,200 1,200 1,100 1,100 年収1.200万円以上の 1,000 1,000 障害児の世帯を支給対象 とする。 900 900 原則 費用の1割負担 原則 費用の1割負担 800 800 自己負担上限月額 自己負担上限月額 37,200円 37,200円 700 700 600 600 500 500 400 400 300 300 260 260 200 200 自己負担 自己負担

<**障害児が使用する補装具の例>** 車椅子



平均約30万円

これまで30万円程度の負担(※)を要していたが、費用の1割(上限月額 37,200円)の負担で購入可能となる

(※) 車椅子だけでなく座位保持装置なども必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。

0円

100

3. 改正児童福祉法等について

(1) 改正児童福祉法の施行について

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 [児童福祉法]

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該相定に基づいて 子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を道入する

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、 その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

13

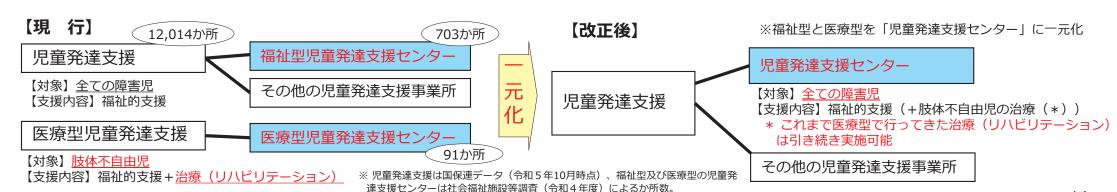
児童発達支援センターの役割・機能の強化(1. ③関係)

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、 果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」(肢体不自由児を対象)に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
- ⇒ <u>これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとと</u> もに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - < 「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化を行う。
 - ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



放課後等デイサービスの対象児童の見直し

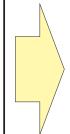
- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児」を対象としており、<u>義務教育終了後の年齢層(15~17歳)で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。</u>そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日 に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放 課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。
- ※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日:令和6年4月1日

見直しの内容

現行

- 学校教育法第1条に規定する 学校(幼稚園・大学を除く)
- ・小学校
- ・中学校
- 高校
- ·特別支援学校



見直し後

- 学校教育法第1条に規定する 学校(幼稚園・大学を除く)
- ・小学校
- ・中学校
- 高校
- ・特別支援学校

・専修学校

• 各種学校



対象者のイメージ

○ 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる 発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築(3. ②関係)

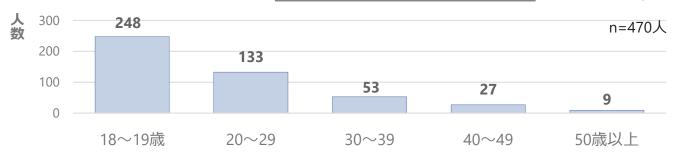
<制度の現状>

○ 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、<u>移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入</u>所施設に留まっている状況がある。

<改正の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体(都道府県及び政令市)を明確化する。
 - <都道府県・政令市が取り組む内容>
 - ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間)までの入所継続を可能とする。
 - (注) 現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状(年代別)】



- 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(令和3年3月31日時点)
- ※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※ 2 470人(過齢児)のうち、22歳までの者は313人(うち19歳以下の者248人、20歳~22歳の者は65人)、23歳以上の者は157人。

^{※ 18}歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換(障害児入所施設から障害者支援施設への転換)、③児者併設(障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設)等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

内閣府令で規定した内容

今般、内閣府令で定めた22歳満了時まで入所を継続する者の要件については、以下の①又は②に該当する者としている。

- ① 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者
- ② 入所等の開始から満20歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

【参考】児童福祉法(昭和22年法律第164号)※下線部が改正児童福祉法で新設された内容第二十四条の二十四 (略)

- ② 都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして**内閣府令で定める者**について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- ③ ④ (略)
- 第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他の サービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして**内閣府令で定める者**について、満二十歳に到達してもなお引き 続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設 に在所させる措置を採ることができる。
- ② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして**内閣府令で定める者**について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- ③ ④ (略)

施行日等

公布日 令和5年11月14日 施行日:令和6年4月1日

(2) 改正障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 [障害者総合支援法、精神保健福祉法]
- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労二ーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 [精神保健福祉法]
- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. **難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化** 【難病法、児童福祉法】
- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 [障害者総合支援法、児童福祉法、難病法] 障害 DB、難病 DB 及び小慢 DB について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】
- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

| 令和6年4月1日(ただし、2①及び5の─部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の─部、5の─部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の─部は令和5年10月1日)

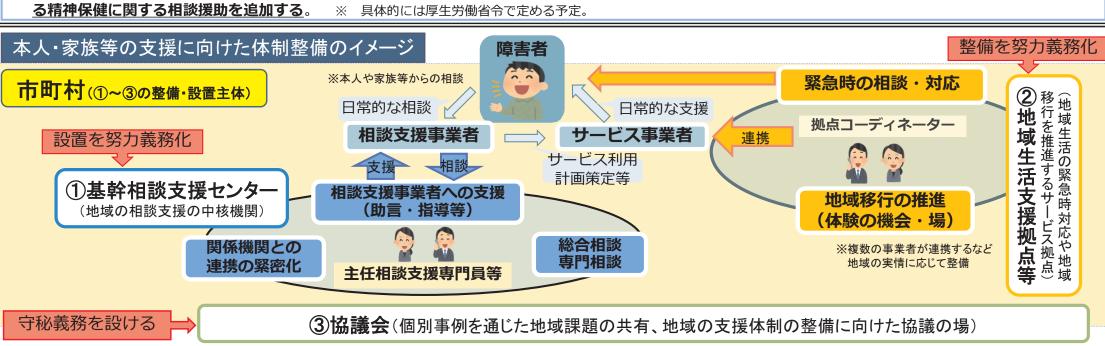
地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状•課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多 様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- <u>基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける</u>。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- <u>地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関に</u> よる協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの 者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。



20

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))



① 障害者相談支援事業(77条1項3号)·成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)

豊富な経験や高度な技術・ 知識を要するもの) ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

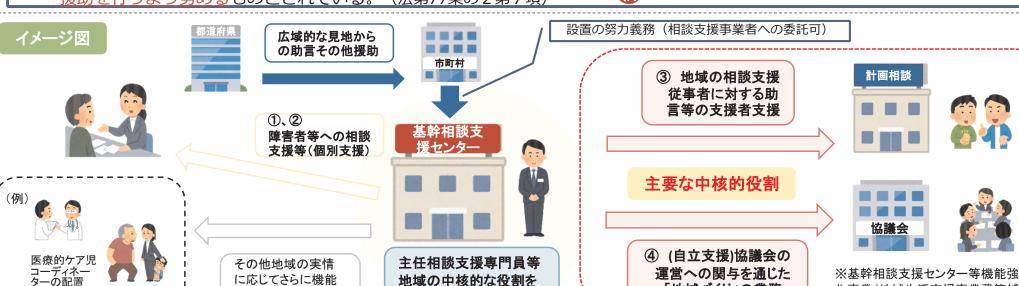
③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

を追加することも想

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務) 34が主要な

④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 (法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他 援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項)



担う人材を配置

個別支援(特にその対応に



運営への関与を通じた 「地域づくり」の業務

化事業(地域生活支援事業費等補 助金)の活用可能

「中核的な役割」

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

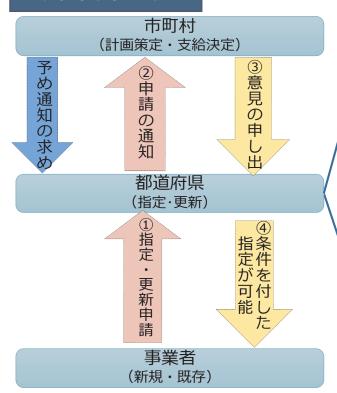
現状・課題

○ 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

○ <u>都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、</u> <u>都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。</u>

見直しのイメージ



【想定される条件(例)】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更(制限や追加)を求めること
- 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを 提供すること
- 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
 - * 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない
- ※ 指定都市及び中核市は、その障害福祉計画等との調整を図る見地から、自ら事業者の指定に際 **22** て必要な条件を付すことができることとする。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、 当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府 県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

①通知の求めの具体的内容

(1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類 (※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨)
- ・ 通知の対象となる区域及び期間
- ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日(更新の場合には更新の予定年月日)
 - 利用者の推定数
 - (※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。)
 - ・ 運営規程(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業 時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

②意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの 種類 (※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨)
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める 旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者 の指定についても同様。 23